

廃棄物の焼却禁止



平成 13 年 4 月 1 日から、いわゆる廃棄物の『野焼き』については下記のとおり法律で禁止され、これに違反した場合の罰則も規定されています。

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第 16 条の 2

何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの。

「政令で定めるもの」として、例外的に認められるものは…

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※例外として認められているものについても、生活環境に影響を与えるものについては、処理基準違反として指導の対象になります。

罰則(第 25 条)

第 16 条の 2 の規定に違反して、廃棄物を焼却した者は、五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

お問い合わせ

- 新門司環境センター 電話 481-7053
- 皇后崎環境センター 電話 631-5337

- 日明環境センター 電話 571-4481

基準に適合しない廃棄物焼却炉は使用できません

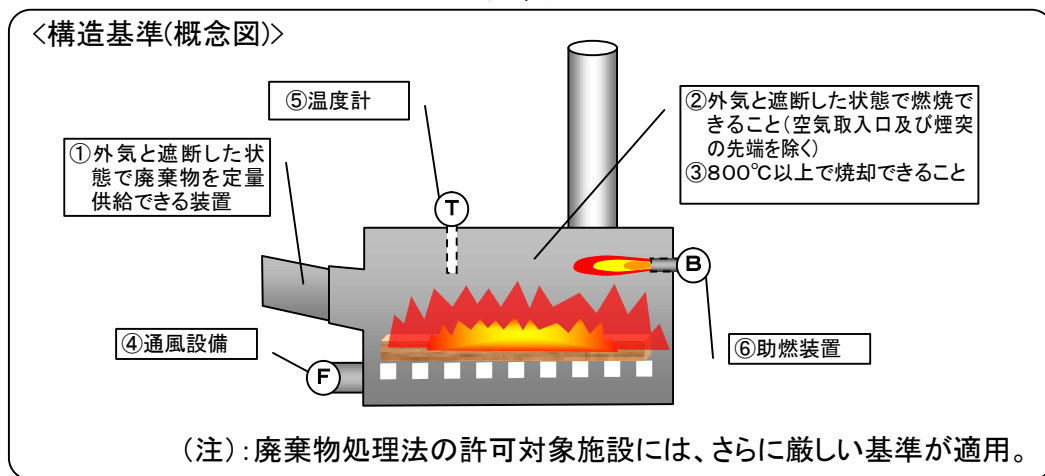
燃焼管理が適切に行えない状態でごみを焼却すると、ダイオキシン類などの有害化学物質が発生しやすいと言われています。焼却炉を用いない野外での焼却はもとより、平成14年12月1日から簡易な構造の焼却炉でのごみ焼却も規制されています。

規模の大小に関わらずすべての廃棄物焼却炉は、つぎの基準に合致している必要があります。(家庭の簡易なごみ焼却炉も対象です。)

《焼却設備の構造基準》

(廃棄物処理法施行規則第1条の7)

- ①外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができること
(ガス化燃焼方式その他構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)
- ②空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、廃棄物を焼却できること。
- ③燃焼室ガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できること。
- ④燃焼に必要な量の空気の通風が行われること。
- ⑤燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ⑥燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。



《焼却の方法》

(廃棄物処理法施行令第3条2号イで定める告示 平9.8.29 厚告178)

- ①煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ②煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ③煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

※火床面積が0.5m²以上又は焼却能力が1時間あたり50kg以上の焼却炉については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく届出とダイオキシン類の測定が必要

お問い合わせ

北九州市環境局産業廃棄物対策課 電話 582-2177